

平成31年第1回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

- | | | | |
|----------|-------------------------|--------|--|
| 1. 開催日時 | 平成31年 3月12日 | 議案第10号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第3委員会室 | | |
| 1. 開 会 | 平成31年 3月12日
午前 8時58分 | 議案第15号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 散 会 | 平成31年 3月12日
午後 1時44分 | 議案第16号 | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 出席委員 | | 議案第34号 | 平成31年度西予市一般会計予算 |
| 委員長 | 山本 英明 | 議案第43号 | 平成31年度西予市病院事業会計予算 |
| 副委員長 | 井関 陽一 | 議案第44号 | 平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 |
| 委員 | 中村 一雅 | 陳情第 1号 | 後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書 |
| 委員 | 竹崎 幸仁 | | |
| 委員 | 源 正樹 | | |
| 委員 | 菊池 純一 | | |
| 委員 | 中村 敬治 | | |
| 1. 欠席委員 | | | |
| な し | | | |
| 1. 出席説明員 | | | |

生活福祉部長

兼福祉事務所長 藤井 兼人

医療介護部長 山岡 薫彦

子育て支援課長 松田 禎子

西予市民病院事務長 松末 博

野村病院事務長 富永 誠

つくし苑事務長 兵頭 健二

子育て支援課長補佐 岩本 博文

子育て支援課係長 清家 昌弘

子育て支援課係長 三好 和義

西予市民病院事務長補佐 竹内 寿男

西予市民病院係長 沖野 貴洋

西予市民病院係長 矢野 直子

つくし苑事務長補佐 垣内 千幸

1. 会議の経過 別紙のとおり

1. 出席議会事務局職員

書記 三好 祐介

1. 会議に付した事件

議案第 8号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 9号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

開会 午前8時58分

○井関副委員長

おはようございます。

2日目になります、テレビも入るということで委員長の挨拶から始めたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○山本委員長

委員長が挨拶を行う。

【福祉事務所】

【子育て支援課】

○山本委員長

それでは、早速、きのうに引き続きまして、本日の会議に入りたいと思います。

まず、議案第8号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

議案第8号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

家庭的保育事業等には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び、事業所内保育事業があり、事業者が事業を行う場合には、児童福祉法第34条第10号の規定により市町村の認可が必要となります。

当市において実施しているのは、スマイル保育園内の事業所内保育事業のみとなっております。

本条例は、家庭的保育事業等を実施する際、遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであります。今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する条例が公布されたことから、その基準に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正として、次の3点があります。1点目は、家庭内保育事業所が保育できない状態になった際に、連携施設の確保が困難な場合、一定の基準を満たす者。一定の基準とは、家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との役割分担及び、責任の所在が明確化されていること。2点目、代替保育提供者の本来の業務の遂行に支障が生じないことを確保することによって、連携施設を確保

することに変えることができるというものでございます。

2点目は、居宅で保育を提供する家庭的保育事業者については、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間が5年から10年へ延長となるものでございます。

3点目は、外部からの食事の搬入を行う施設について、給食の趣旨を十分認識し、乳幼児の年齢及び発達段階、健康状態に適した食事の提供やアレルギー等への配慮に適切に応じることができると市が認めた事業者からの食事の外部搬入を可能とする、食事提供に関する基準を緩和するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

○井関副委員長

条例制定なんですけども、今テレビ等で宣伝されているちぬやホールディングスの中にも事業所ができるという話があったと聞いたんですが、それもこれに該当するということでよろしいんですか。

○松田子育て支援課長

情報が、まだうちには相談等も何も来ていない状況なんですけれども、一応この設備及び運営の基準に該当するものでしたら、そちらのほうを市で認可っていうふうな形になるのか、ちょっと今の時点で正確なことをお答えすることができない状況であります。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時04分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前9時05分)

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時05分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前9時06分)

ほかに質疑ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それではお諮りをいたします。

議案第8号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としましては原案どおり可決することに決しました。

それでは次に、議案第9号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

議案第9号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

当市の放課後児童健全育成事業は、社会福祉法人及び株式会社により事業を委託し、市内8カ所において、2月現在で273人の児童が利用しており、支援員及び補助員57人が交代で、平日は2人から4人が従事している現状でございます。

本条例は、放課後児童健全育成事業を実施する際、遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであります。今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が公布されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことによるものでございます。

改正内容としましては、放課後児童支援員の資格要件の一つとして、大学において必要な学科または、課程を修めて卒業した者とされておりましたが、専門職大学の前期課程を修了した者が追加されたことを受け、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

○源委員

簡単に言うと、資格の要件が緩和されたという判断でいいんでしょうか。

○松田子育て支援課長

この条例改正、放課後児童健全育成事業につきましては、今年度2回目の改正になるかと思うんですけれども、その緩和されたということの一つになるかと思えます。

なお、専門職大学というのはこれから設置が予定されているということで。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

○井関副委員長

同じような内容を尋ねるんですが、今からできるということでしたが、前期と言うのは前の期だけですよね、これ。前の期だけってのが何となくイメージとしては中途半端な学習しかしてないんじゃないかなというふうに受け取るんですが、その辺はどういうふうに理解されますか。

○松田子育て支援課長

私も、専門職大学っていう言葉を初めて聞きましたので、ちょっと調べてみましたところ、この専門職大学は、4年制の課程としているんですけれども、前期を2年または3年、後期を2年または1年に区分できるという大学の過程区分となっているというふうに、それで、平成31年4月1日に施行されるというふうな情報がありました。これの背景としましては、産業構造が急速に転換する中、すぐれた専門職等の知識を持った人の人材養成が急務であるということの一環として、この専門職大学制度化するという情報がありました。あまりそれ以上の詳しい情報はわからないんですが、以上です。

○竹崎委員

今ほど、273人の児童に57人のスタッフが、2ないし4人ですか、従事して面倒見ている。この57人という実数、現在の数字で充足されているのか、それとももう少しスタッフとしてほしいのか、現状もう少し詳細をお願いします。

○松田子育て支援課長

今、ご質問がありました件につきまして、利用人数が、それぞれのクラブ、先ほど説明させていただきましたように8つのクラブが毎日動いております。月曜日から土曜日まで動いております。利用者の人数によりまして、従事人数がほぼほぼ

2人は最低必要なんですけれども、1人いても2人は必要というふうな状況なんですけど、充足というのは、いろんな事故の可能性とかいろんなことを考えると、現場の声としましては多いにこしたことはないんですけども、今のところ、規定的にはローテーションが組めるような人数で、どこの事業所も運営できているという状況でございます。

一番多いところだと、野村と城川は一つのグループとして動いているんですが、支援員が11名と補助員が3名というところで、野村キッズ、ご存じのように現在67名、城川が25名と多くの人数を受け入れているんですが、そういう中で、シフトを組みながらやっているという状況でございます。

○山本委員長

ほか質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

それでは質問もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいまの議案第9号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としましては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時15分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前9時17分)

続きまして、議案第10号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

議案第10号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」説明を申し上げます。

12月定例議会において、新野村保育所が完成までの期間、野村運動公園内に設置の仮設保育所において保育を実施するため、野村保育所の位置を変更する条例改正をご承認いただきました。その後、関係各位のご尽力をいただき、平成30年12月

25日から仮設保育所において保育を再開することができました。現在は、仮設住宅の皆様方から温かい見守りとご支援をいただきながら、園児123名が元気いっぱい過ごしております。

今回の条例改正は、平成31年度の入所予定数を推定し、仮設保育所の園児室等の必要面積を勘案し設置いたしました。つきましては、仮設保育所の保育施設規模に応じた入所定員数を125名として定める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○井関副委員長

仮設ではなくて、新しい保育所を150人の規模で建てるという話になっていると思うんですけども、これは一度125人に減らしとくとというのは全然問題がないのでしょうか。

○松田子育て支援課長

この件に関しましては、県当局とも十分に話し合い、指導、助言を受けながら、適切な人数で現在の仮設保育所は125名として定員を定めるべきでしょう。それ以上の応募数があった場合に150名としていた場合、それについては何とか受け入れができないんですけれども、なかなか難しい点がありますので、今回は仮設保育所として125名を設定いたしました。

また、新保育所になる際には位置も変わりますので、その際に定員変更を同時にさせていただく予定にしております。

○山本委員長

ほかには質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それではお諮りをいたします。

議案第10号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としましては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」子育て支援課所管分を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

議案第33号「平成31年度西予市一般会計当初予算」のうち、子育て支援課所管分につきまして、予算書に基づき説明申し上げます。

歳入につきましては、事前に提出させていただいております一覧表にて説明にかえさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。子育て支援課所管分につきましては、児童福祉総務費19事業、児童措置費2事業、母子福祉費5事業、保育所費6事業、児童館費2事業、幼稚園費4事業、社会福祉施設災害復旧費1事業の合計39事業となります。予算書におきましては、92から99ページ及び、176から178ページ、204から205ページとなります。子育て支援課の予算総額は、3款民生費、2項児童福祉費22億20万円、10款教育費、4項幼稚園費5929万及び、11款災害復旧費、5項社会福祉施設災害復旧費2億5652万9000円の合計で、平成31年度予算は25億1601万9000円となっております。前年度と比較しますと、災害復旧費にかかる予算の増が主たる要因となり、2億9299万5000円が増額となっております。

それでは、主な事業について説明をさせていただきます。92ページをお開きください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の平成31年度予算額は4億2088万7000円でございます。前年度と比較しますと4203万円の増額となっております。主な要因としましては、児童扶養手当の支給回数の変更による予算措置が必要となったことによる増額でございます。児童福祉総務費の事業としましては、事業概要にありますように、児童福祉庶務事業ほか18事業となっており、児童福祉・子育て支援分野に関する事業について予算計上しているものでございます。

主な事業についてご説明をさせていただきます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきまして、事業概要の3行目、子育て支援センター事業2026万1000円でございますが、この事業は、子育て親子の交流の場の提供と交流の

促進、子育てに関する相談と支援の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施により、地域全体で子育てを支援する基盤づくりと推進を目的としております。市内2カ所の民間子育て支援センター事業の委託料1915万7000円と妊婦から子育て世代とその家族への情報提供を目的とした西予子育て応援LINEの配信にかかる経費110万4000円を計上しております。

続きまして、事業概要8行目の児童扶養手当支給事業1億9489万2000円でございますが、この事業は、ひとり親等の児童の生活安定と自立促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給するものでございます。対象の児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で政令に定める程度の障がいのある者でございます。平成30年度までは、年3回の支給から平成31年度からは年6回の支給回数が増えることにより、3679万7000円の増額を見込み、計上したものでございます。支給回数を増やすことで、生活の安定を図ることにつながることを目的としたものでございます。

続きまして、事業概要10行目の乳幼児・児童医療費助成事業6693万2000円でございます。平成30年度から小中学生の通院医療費につきまして、2,000円を超える医療費の助成を開始し、平成31年1月末現在で1,585件、539万5720円の助成額の実績であります。助成額は、最小額10円から最高額5万1180円となっております。

次に、事業概要11行目の保育所（園）管理事業817万6000円でございますが、平成31年度、市内の公立保育所6園にAEDのリース料54万2000円を新規に計上し、消防署の支援協力による講習の充実もあわせて、園児の安全確保の強化に努めてまいります。

続きまして、15行目の子ども・子育て会議運営事業495万3000円でございますが、西予市子ども・子育て支援事業計画は、子育て支援法第61条に基づく法定計画として、西予市総合計画を上位計画として、各分野別計画と整合性を図り、まちづくりの一環として、子ども・子育ての施策を充実させ、「子育てするならせいよ」を実現するための基本として重要な計画であり、平成27年3月には、5年を期限として、第1次計画を策定いたしました。平成31年度は、住民のニーズを把握

し、これまでの施策や事業の見直しを行い、今後の西予市の子育て支援のあり方を検討し、平成32年度から5年間の第2次計画を策定するため、必要経費について483万8000円を増額したものでございます。

続きまして、93ページをお開きください。

事業概要、保育支援事業3761万円でございますが、その中で、主としてスマイル保育園病児保育事業につきまして、病児利用人数250人を想定し、送迎利用者ありとして1835万8000円を委託料として支出します。そのほかに、市内3園で実施しております、延長保育事業及び一時預かり事業と2園で実施しております、病後児保育事業への補助金1913万2000円を計上しているものでございます。

続きまして、94ページから95ページをお開きください。

2目児童措置費でございますが、平成31年度予算額は12億5599万5000円でございます。前年度と比較しますと180万7000円の増額となっております。児童措置費の事業としましては、事業概要にありますように、児童手当支給事業及び教育・保育給付費支給事業の2事業となっておりますが、教育・保育給付事業8億2264万7000円についてご説明させていただきます。この事業は、民間保育所、私立幼稚園、認定こども園に通う児童にかかる教育・保育に要する費用の額を給付費として施設に支給するものでございます。負担割合は、国2分の1、県・市が4分の1ずつ負担するものでございますが、昨年度に比べ1404万7000円の増額となっております。その主な理由は、国が定める公定価格の増額によるものです。

続きまして、95ページから96ページをお開きください。

3目母子福祉費でございますが、平成31年度予算額は2871万2000円でございます。前年度と比較しますと28万9000円の減額となっております。母子福祉費の事業としましては、事業概要にありますが、DV関係事業は福祉課の所管となっております。以下、母子父子家庭福祉手当支給事業ほか、4事業となっておりますが、説明詳細は割愛させていただきます。

予算書96ページから97ページをお開きください。

4目保育所費の予算額は、職員給与を除きます

と2億2523万9000円でございます。前年度と比較しますと585万8000円の増額となっております。保育所費の事業としましては、事業概要にありますように、市内の公立保育所、認定こども園1園を含む5園の管理運営費及び、平成30年4月から事業を開始しましたスマイル保育園の運営経費として、実施主体である西予市民病院に必要な経費を繰り出す費用となっております。昨年度と比較して増額となりましたのは、野村保育所の仮設保育所リース料878万2000円とスマイル保育園拠出金523万4000円が主なものでございます。

続きまして、98ページをお開きください。

5目児童館費の予算額は1919万9000円でございます。事業費といたしましては事業概要にあります、宇和児童館管理運営事業、野村児童館管理運営事業の2事業となっております。平成31年度、宇和児童館へAEDをリースし、利用者の安全に努めてまいります。児童館はゼロ歳から18歳までの児童とその保護者が、いつでも自由に利用できる施設として、職員がさまざまなイベント等を実施して子どもの健全な育成を図っております。また、保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能も果たしております。

続きまして、176から178ページをお開きください。

10款教育費、4項幼稚園費の予算額は5929万円でございます。前年度と比較し、保育所との正職員の配置調整により職員給付費の減額が主となる要因で、1637万7000円の減額でございます。幼稚園管理事業として、野村幼稚園には新規に不審者対策の強化のため、非常通報装置の設置費用43万2000円を計上しております。加えて、野村・惣川幼稚園にもAEDリース料を計上し安心・安全対策に努めてまいります。

最後になりますが、204ページから205ページをお開きください。

11款災害復旧費、5項社会福祉施設災害復旧費につきまして2億5652万9000円でございます。平成30年7月に被災しました野村保育所は、平成30年12月25日に野村地域教育複合施設から野村運動公園内の仮設保育所に移動し、現在123名の園児が元気に過ごしております。今後、東宇和建設会館及び周辺を予定地として、平成32年度秋の新

保育所開園へ向けて整備を進めるため、土地造成工事、本体工事に係る経費を計上したものでございます。

以上、平成31年度西予市一般会計予算につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○菊池委員

予算書の92ページ、乳幼児・児童医療費助成事業、2,000円以上の分の助成ということですが、これ30年度の新規事業ですね。非常に若い子育て世代の人は喜んでいるんですけど、運用されて今の状態としてはどういう感じですか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○松田子育て支援課長

先ほども少し触れましたが、2月末、さきほどは1月末現在のデータをお伝えしたんですけども、現在、各支所単位でも受付をさせていただいているんですけども、全体で1,585件の申請をいただいております。申請が参りましたら、領収書を持ってきていただきますので、それをコピーさせていただいて、うちのほうで2,000円、その中には保険点数にかからないものもありますので、それを除いた件数とさせていただきます、申請を受け付けさせていただきまして、決定額を決めさせていただいております。現在、合計金額が、先ほど言いましたように539万5720円の支出となっております。100円までの方も18名ぐらい、18件ぐらいはあるという状況で、大体毎月持ってくるというよりも、まとめて持ってきていただいているような状況で、想像以上に件数は多い状況ではあるんですけども、皆さん、積極的に申請はしていただいているような状況になっております。

○菊池委員

積極的に申請ということでよろしいと思うんですが、まだ中身を精査されてないと思うんですけど、同じような人がかなりの量があるとか、そういう偏りがあるかもしれないんですけど、そこら辺の精査はまだこれからと思うんですけど。今のお話聞くと、大体こういう子育て世代の方には大分周知されているというふうに理解してよろしい

でしょうかね。

○松田子育て支援課長

早速31年度につきましても、入学の際に、新1年生になった方に周知をする文章を配付させていただくようにしております。もちろん小学校、中学校ともあわせてさせていただくようになっております。それとあわせて、スポーツ保険っていうのにも加入をされておりますので、それとの整合性も図りながら、学校教育課とも協力しながら、現在、周知も行っている状況であります。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中村敬治委員

今の菊池委員の話の続きですけれども、申請ということで、本人からの領収書とかいろいろ持っただけのそれぞれ支所とか本庁へ来ないかんと。この辺の簡素化というのは、他の市町村もこれやられておるところあろうと思うんですけども、先進事例として、西予市として、今後取り入れて、皆さんが、手軽にこういう便利な制度を活用して、子育てができるというような方向性はどのように描かれておるのでしょうか。

○松田子育て支援課長

今質問がありましたように、一番簡素化というのは、窓口でお金を支払わないでもいいような方向性をつくっていくことは償還払でないほうがいいと思うんですけども、これ1点には2,000円と全額無償化にはしてないというところもありますことと、それと全国的にまだ国の制度として無償化が完全には実施されてないです。それで自分でやろうと思えば、システムの改修だとか、いろいろなそこを審査する、今は国保連合会をお願いしているんですが、そういうところのシステム改修等いろんなことが必要になってまいります。

一つの予定で、はっきりした情報はどこまで進んでいるかわからないんですが、無償化が全く取り組まれてなかった松山市において、少しその動きが出てきようかという情報が一部入っております。そうなりますと、恐らくいろんなシステムの改修等も、松山という大きな企業体がすると、少しそういうふうなところで、うちのほうも、今後見通しとして、できれば、より保護者の方が使い易い方向性を考えて、考慮できたらいいかなというふうには考えているんですが、31年度はたちま

ち予算化はできていない現状であります。

実際には窓口で、本当にこちら側も大変な状況になっております。全部で現在、枚数的にもかなりの枚数をいただいているような状況であります。

○中村敬治委員

今のところは中々足きりの2,000円ですか、いうのがあって、なかなか簡素化できにくいという状態はよくわかりました。

それで同じ92ページで、児童交通公園管理事業108万6000円とあるんですが、これは、私もちよっと余り聞きなれない言葉なんですけど、どこにある公園で、そういう面積とか、そして管理というのはどこに委託されておるのか、その辺、概要をご説明願ったらと思います。

○松田子育て支援課長

今ほど質問をいただきました児童交通公園管理事業ですけども、この交通公園管理事業の中には、本庁で管轄している交通公園が、実際に遊具を設置したところが所管をするような管轄の方法になっておりまして、西予市内幾つか公園があると思うんですけども、うちが所管しておりますのが、高校の上の児童交通公園が1カ所、それと遊具設置しております明浜に一つ、複合遊具を設置した公園、中浜公園が1カ所あります。あと支所で申しますと明浜と三瓶の三つの交通公園管理事業を合わせてになっております。明浜につきましては、この予算の内容としましては、やはり交通公園の遊具も大分古いものがありまして、撤去する予算及び修繕の予算等を上げているような状況であります。

課題としましては、遊具の今後どういう形で安全に活用するにはどうしたらいいとか、あるいはその後の管理をどうしたらいいとか、そういうところも考え合わせながら、管理をしていかないといけないなというふうに考えているんですが、本庁の例で申し上げますと、児童交通公園につきましては、地元の鬼窪の老人クラブに管理委託を、トイレ及び周辺の草の状況だとか、そういう整備管理、ちょうど横にクロッカー場もありますので、そちらに委託をしているような状況になっております。あとの三瓶・明浜につきましては、それぞれ所管の公園があるという状況です。

以上でございます。

面積につきましては、すぐに即答できませんの

で、また後ほど資料を提供させていただきたいと思っております。

○中村敬治委員

そうしますとこの公園、例えば、宇和高校の上の児童交通公園、これはいわゆる都市計画法上の都市公園の中に入ると思うんですけども、これはそういう位置づけが、そういう公園になって、本当になつとるのかどうか。ほかの明浜とか三瓶とか、要するにこれ地方交付税法の原単位の一つにカウントされている公園なのかどうか。カウントされておれば平米当たり数百円の普通交付税が交付されるわけですけども、その辺実際に、どういう位置づけの公園なのか。児童交通公園という言葉が使われておりますけれども、位置付けはそういう普通交付税の交付対象公園なのかどうか、私もちよっと勉強不足で、交通公園の位置付けというのはわからないんですけども。どうなつとんのかと思って、その辺をお尋ねしたいんですが。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時48分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前9時51分)

○松田子育て支援課長

先ほど答弁しました内容の中で、公園の一部間違っていたところがありましたので訂正させていただきます。

先ほど申しました御旅所公園、児童公園と、あと三瓶、明浜の公園があるんですけども、明浜の公園と三瓶の公園以外に城川のクアテルメのところにも複合施設が1カ所あるんですが、そこについても、遊具の点につきましては、うちの管轄になっております。

あと都市計画の資料につきましては、また改めて、提出させていただいたらと思いますので、ご了承いただいたらと思います。

○山本委員長

また後ほど迷惑かけますがお願いします。

○中村敬治委員

今の城川ということで、追加で説明があったクアテルメの児童公園、私もクアテルメへ宿泊したりして、あの辺よく見て歩いたんですけども、全く利用されている形跡はないし、施設はボロボロになっておりますし、トイレも全く使用できないような状態、マムシがいっぱい出てくるんじゃない

いかなと思って、入ることもできないというような状態の公園になっておるわけですが、まあいのは先ほど説明がありましたように、遊具の撤去とかいうような具体的な計画に、31年度計画の中に入っておるのでしょうか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時53分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前9時54分)

○松田子育て支援課長

先ほど質問がありました、クアテルメの左岸のほうにつきましては、子育て支援課の所管ではありません。うちの所管につきましては、クアテルメの前の道路わきにあります複合遊具を中心としたものがうちの所管になりますので、そちらにつきましては、以前私も城川に勤めていたころから、よく親子、小さい子どもさんも使っていただいておりますので安全に十分留意していきたいと考えております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○中村一雅委員

92ページの児童扶養手当支給事業についてお尋ねいたします。ひとり親世帯に年3回から年6回に支払い回数を増やしたというご説明ございました。まず、ひとり親世帯というのは、西予市内に何軒ぐらいあるかということと、1回の支給額が平均幾らぐらいになっているかということが1点。

それから、ひとり親というのは、母子家庭と父子家庭と2通りあると思うんですけど、母子家庭と父子家庭でその支払い要件に違いがあるのかなのかということが1点。

それから、支払い要件は、児童を抱えて働けない親、だけど頑張って働いていて年収そこそこある親ということで違いがあるのかなのか、この3点についてお尋ねいたします。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時56分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前9時56分)

○松田子育て支援課長

ひとり親世帯で、男性、女性、父子家庭、母子家庭の金額には差異はありませんが、ただしそれにつきましては、所得による制限はありますの

で、全額支給の方、それと一部支給の方、そしてお子さんが2人おられるとか、3人おられるとかの加算というふうに分かれているような状況になっております。延べ数の全支給の方が30年度の見込みで、現在1,620人おられます。一部支給というのは所得制限がかかった方ですが、所得制限のかかった一部支給の方が2,136人となっております。全支給の方の支給額の見込みが6873万9000円となっております。一部支給の2,136人の方に対して6231万2000円余りの支給の見込みとなっております。全支給額が第1子の場合は4万2500円。一部支給額は差異がありますので、1万30円から4万2490円というふうになっております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○源委員

ことし10月から幼保無償化が始まります。これから具体的な周知というのは、半年先になるんであれなんですけれども、基本的には3歳から5歳までが一切切無償、ゼロ歳児から2歳については、いわゆる所得制限がかかるかと思うんですが、例えば、そのあたりについて、所得制限幾ら以下というのがあると思うんですが、それについては幾らを予定されているかということをお尋ねします。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時00分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前10時02分)

○松田子育て支援課長

3歳以上の幼稚園、保育所、認定こども園等については、利用料は無償可としております。あとゼロ歳から2歳につきましては、非課税世帯を対象としております。

○源委員

ありがとうございます。3歳から5歳までについては、今、保育園、幼稚園、認定こども園等ということでしたが、市内には認可外の施設もあるかと思いますが、そこに通われている場合はどうなのか、具体的にお尋ねいたします。

○松田子育て支援課長

認可外の保育施設のうち、これは、都道府県等に届け出を行い、指導監査の基準を満たすものというふうになっているんですけども、その基準というものが、国もより強化するという方向性は

出ておりますが、やはり気になる点もありますので、その辺を勘案して、無償化の対象として検討していくことになるかと思うんですが、その場合は、月額3万7000円を上限に、利用料が無償化という方向性が出ております。

ゼロから2歳につきましては、非課税で、月額4万2000円までの利用料が無償化されるというふうになっております。

○源委員

一番聞きたかったのは、西予市の場合、第3子以降、保育料年齢制限撤廃されて無償とされております。先ほど94ページの教育・保育給付費支給事業が前年度と比較して、約1400万程度増額になるという説明いただいたと思うんですが、これ西予市の財政にとって、無償化になることによって市町村も4分の1の負担を求められると。これまで、要は負担が今の説明を伺っていると増えるんだろうと、来年度の場合は10月からなんで、例えば、2019年度から1年間なった場合に、単純に私が思うのは、半年で1400万なんだから掛ける2かなというふうに思うんですが、そのあたりの見通しについて答弁いただきたいと思います。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時05分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前10時08分)

○松田子育て支援課長

無償化の問題につきましては、今後6月補正に向けて、うちのほうでも精査を重ねていく予定にしております。財政に影響するものとしましては、今第3子無償化に合わせて、保育料自体を国の基準からかなりの金額を下げしております。というのが目安として松山市に次いで低い保育料の算定になっておりますので、それに対しても市がかなりの支出をしているような現状であります。その支出額と今後、無償化になったときの算定がどうなのかっていうことにつきましては、今後十分精査して参る予定でございますので、今の時点では、詳細は説明できないということでご了承いただきたいと思います。

○源委員

国も10月から無償化するというものでは決定しておりますが、まだ詳細というか、そのあたりについては、これから詰めていかれると思いますので、また、対応をお願いしたいと思います。

2点目に、予算書の93ページ、木育推進事業。これについては多分、予算の説明がなかったと思うんですが、委託料でおもちゃの制作でほぼされていると思うんですが、こういったものをつくられる予定なのかということをお聞かせ願えたらと思います。

○松田子育て支援課長

木育事業のおもちゃにつきましては、現在、平成30年4月から10カ月児相談の際に、初めて木に触れるということで西予市オリジナルの手づくりの積み木を各親子に進呈させていただいているという現状であります。それは29年度中に生まれた子どもさんにもプレゼントさせていただいております。

31年度につきましては、その中で、非常につくるのに技術を要する形のものがありまして、それだけ改良を加えて、少し単価を落として、できるだけ限られた予算の中でということで、続けて、木のおもちゃの積み木をプレゼントさせていただく予定にしております。

○源委員

最後に、予算と関係ないことではないんですけど、10連休がやってまいります。市内の公立、私立の保育所があると思うんですが、その休日当然できると思うんで、その予定が決まっていればその点が1点。

そうすると保育園休みでも仕事行かなきゃいけない方いらっしゃると思うんですが、そういった場合にどう対応するのかどうか、ニーズ調査等はしているのかどうかというのは私もわかんないんで、とりあえず10連休中の公立保育園の予定を教えてくださいたいと思います。

○松田子育て支援課長

今ご質問がありました10連休の対応ですけれども、公立の保育所につきましては、園長会と市の方針としましては、10連休全部が保育を必要とする方にとってかなり負担になるのではないかとということがありまして、今の状況では2日ほど開園というのをつくる方向性で検討しております。

それにつきましては、4月に新しい方も入ってこられますので、その折にニーズ調査を行って、公立につきましては、10連休中2日間、開園予定としております。また、10連休中の情報につきましては、ホームページや広報等でも、いろんな施設の紹介の中にあるかとは思いますが、

うちのほうでは、保護者の方及びホームページ等で掲載していきたいと考えております。

民間につきましては、今のところ、10連休休むという方向性も出ていたんですけれども、1園につきましては、検討しているという情報も入っておりますが、まだ決定事項ではございません。

あと児童館等につきましては、極力職員の対応も、なかなか限られた人数での対応になりますので、できる限りあけていく方向性も考えているんですが、今のところは、火曜日が宇和・野村とも休館日となっておりますので、それを除いて、今のところ前半の27日から28は双方とも開館しております。後半の3日から5日は一応宇和児童館につきましては開館を考えております。6日は休館日とさせていただこうかなと思っております。学童保育の予定につきましては、今のところ、27日は通常どおり実施いたしますが、後につきましては、休みという情報が今の時点では入っているという状況でございます。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○竹崎委員

92ページです。説明はなかったんですが、事業概要の下から二つ目、児童虐待関係事業、全国的に大変問題になっています。西予市の状況をお知らせいただきたいと思います。

○松田子育て支援課長

児童虐待防止につきましては、一般質問の中でも二宮議員から質問をいただいたかと思えます。その中でも回答させていただいたんですけれども、児童虐待につきましては、その通報がありましたら、必ず、まずは子どもの安全が確保できているかを確認しながら、通報いただいた箇所あるいは、方から詳細な情報をお伺いさせていただいております。西予市に入ってくる虐待の相談件数といたしましては、29年度が新規が6件、継続が26件となっております。30年度は、31年2月末の現在で新規が10件、継続が21件となっております。その中で、終結事例と申しますのは、転出されたり、あるいは18歳到達をされた方につきましては、終結という形でまた違った形で追跡をしているケースもあります。

○竹崎委員

前回の一般質問で答弁していただいたのと同じ数値が出てきたんですが、私が一番お聞きしたか

ったのは、例えば、学校現場と児童相談所の関係が連携を密に取れているのかということ。そしてそのときに、どうにもならなかった事案も実際にはあるんじゃないかと。その辺あたりの今、難儀されていることは具体的にはないのかということ。終結ということでおっしゃいましたけども、事案として好転した事案ばかりだったらいいんですが、全国的にも非常に難儀した事例が多々出ているわけです。西予市の状況としては、全くそれがないのか。その辺あたりも念のためにお聞きしたかったわけです。よかったですらお願いします。

○松田子育て支援課長

実際に継続のケースがあるんですけれども、件数的には継続ケースとして15件とか、そういう件数なんですけど、かかわる回数としたら、本当にそのケースによって何回も何回も、先ほど申されましたように、学校関係者及び児童相談所、またはその他協力者と何回も何回も話し合いを重ねながら、かかわりを持たさせていただいているケースがほとんどでございます。うまくいくというふうなのが、親子の関係がよかったり、一番は子どもが安心・安全に生活できるっていう保障をしていくのが周りの役割だと思うんですけれども、実際結果的には親子が別々で生活をされないといけなくなったケースもあります。それを継続ととるか、終結ととるか、その辺のところの違いはあるかと思うんですけれども、最も危険な場合には、子どもを守ることが第一になりますので、そういう形で子どもさんは一度、施設とか、あるいは里親とか、いろんな方向性を兎相と相談しながら、かかわっているというのが現状でございます。決してうまくいくケースばかりではないですし、また、答弁の中にも申させていただきましたけれども、これは本当に家庭という中の密室で行われますので、何が行われているかっていうのが本当に実際、手に取るようにはわからないというところなんです。

また、子どもも決して親を悪く言うことは一切ありません。例え、殴られたとしても、またいろいろ聞いていると、また違った回答が出てきます。それは親から強くおしかりを受けている場合もあるんですけれども、親から離れたくないっていう子どもの心理だと思います。そういうのをどういうふうに見分けながら、また一番大事なものは、命の保障になるかと思えますので、その辺を

十分配慮しながらかわりを持っているというのが現状であります。実際には、なかなか入れていただけない、連絡がとれない、幾ら連絡しても取れないという方も大勢おられるというのが現状でございます。けど、何回も辛抱強くかわるということが大事なかなというふうに考えております。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時20分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前10時24分)

○中村敬治委員

204ページが一番下の社会福祉施設災害復旧費ということで、野村保育所を建設会館の後へ中心として建てたいということで2億5652万9000円という大きな額が計上されておりますが、これは昨年の災害を受けて、国の査定を受けられての定金が入って、事業着手になったんだろうと思うんですが、一般的には災害復旧というのと原形復旧ということが原則ですけれども、公共土木施設の災害復旧などでは、改良復旧ということで災害関連の事業というのがあるわけですけど、野村の保育所について、元の保育所の査定を受ける中で、そういう改良復旧的な形のもの加味されて、取り組まれておる事業なのかどうか、まず1点目は。要するに原形復旧だけじゃなくて、いろんな形で、この機会を利用して改良復旧につなげていかれるようなところが十分加味されておるのかどうか、それが一番望ましいわけなんですけれども。場所が変わっておるから、なかなか難しいのかなという気もせんでもないんですけど、まずそれが1点と。

この前、現地を所管事務調査で見せてもらったときには、まだ用地が全部買収できてない部分があると、頑張って買収するという事だったんですけども、現時点での、そういう用地買収の、多分済んだんと思うんですけど、用地の進捗状況とか、それが済んでおるのであれば、地質調査とか、いろんな調査を経て、設計とか入札、そして、着工ということの段階を踏んでいくわけですけれども、現段階はどの位置にあって、今後、そういう入札、着工が、大体どういうところをもくろんでおられるのか、その辺お尋ねいたします。

○藤井福祉事務所長

災害復旧に関しまして、現況復旧なのか、改良復旧なのかというようなご質問いただきました。基本的には、中村委員がおっしゃるように、現況復旧というのが基本ではございますが、市といたしましては、まず場所を変えるということもございまして、できれば木質の保育所を建てたいというところを目指しておりますので、それは今、国に県を通じて、交渉をしているような状況でございます。それと、少し狭い部分もございましたので、前よりは少し広い保育園を考えておまして、それも含めて、今の段階では、国をお願いをしている状況でございます。

用地交渉等の今の進捗状況につきましては、岩本補佐からご説明をさせていただいたと思います。

○岩本子育て支援課長補佐

12月議会で土地の予算を可決していただきまして、土地収用法の関係の事務を済ましております。1月16日に松山税務署から認定を受けまして、その後、進めております。

ただいま、建物の設計業務の入札が終わりました。それから、土地測量、造成設計の分の入札も終わりました、業者が決定しております。建物につきましては、基本設計の初期段階のことで始めております。それから土地の測量、造成設計につきましては、まず測量を行うということで、今測量に取りかかっている状態でございます。近日中に境界確認ができるような状況でございますので、境界確認を全て終わりました、それから、地権者との本交渉に入って、契約を取り交わすような形で進めております。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時29分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前10時30分)

○岩本子育て支援課長補佐

今からの予定について申し上げます。造成工事の入札を平成31年6月ごろに行いたい計画でおります。それから、建物につきましては、平成31年11月に入札を行いまして、即工事が始まるように計画をして、平成32年9月1日開園の予定で計画をしております。

○中村敬治委員

土地の取得で、保育所の事業が土地収用法の事業に適用になると。それで、収用対象物件として

認められたということの話で、そういうことで、用地の買収が促進されたんじゃないかと思うんですけども、そういう租税特別措置法の土地などの不動産の譲渡所得の限度額というのは、一般的には5000万なんですけど、この保育所の場合は幾らになっとるんですか。

○岩本子育て支援課長補佐

先ほどおっしゃられましたとおり最高で5000万の控除でございます。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

質疑も出尽くしたようですので、以上で質疑を終結といたします。

それでは、お諮りをいたします。

議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」子育て支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時32分)

【医療介護部】

【市民病院・野村病院】

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前10時41分)

最初に、所管が変わりましたので、山岡部長よりご挨拶をお願いします。

○山岡医療介護部長

山岡部長挨拶を行う。

○山本委員長

山岡医療介護部長ありがとうございます。

それでは審議に入ります。

議案第15号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

担当事務長の説明を求めます。

○松末西予市民病院事務長

議案第15号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由を申し上げます。

介護職は24時間365日、患者様の生命と安全を

守る社会的意義が大きく、やりがいのある職業であり、夜間勤務は病院事業を運営する中で、最も重要であり、必要不可欠な業務であります。

西予市民病院及び野村病院の入院病棟での看護師の勤務体制は、8時30分から17時15分までの日勤、16時30分から翌日の1時15分までの準夜勤務、0時30分から9時15分までの深夜勤務の3交代制となっております。西予市民病院の1病棟及び2病棟では、準夜勤務3名、深夜勤務2名、3病棟では準夜勤務が2名、深夜勤務2名の人員配置となっております。野村病院の1病棟では、準夜勤務3名、深夜勤務3名、2病棟では、準夜勤務2名、深夜勤務2名の人員配置となっております。

これらの夜間勤務については、限られた人員の中で、病棟内の患者様に異変がないか、翌日の検査や投薬、医師の指示確認などの通常業務に加え、救急搬送入院患者の受け入れ、入院患者の急変など、緊急事態にも対応する気の抜けない業務となっております。

今回の改正は、看護師または准看護師が深夜において、看護等の業務に従事したときに支給する、夜間看護手当を人事院規則に準じ見直し、4月1日から施行するものであります。

平成31年度予算編成における議会からの政策提言においても、市立病院看護師の給与などの待遇改善を行い、看護師確保を求めるとの提言をいただいております。全国的に看護師不足が深刻化する中、看護師に対する処遇改善を行い、看護師確保に努めたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山本委員長

松末事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○中村敬治委員

勤務環境の非常に厳しい病院ですので、確かに待遇改善を図って、そういう必要人員の確保を図るということに、これは当然のことだろうと思うんですけども、やはり近隣の宇和島、八幡浜、大洲と、こういうタイミングで、同じように同時に上がるのであれば、手当の上昇競争といえますか、そういうこと招かないのかなという気もするわけですけども、その辺、タイミング的に、金額的に周辺の市などと調整をされて、どうなって

おるのかなというちょっと心配があるものですかからお尋ねいたします。

○松末西予市民病院事務長

近隣の公立病院の状況ですけれども、市立宇和島病院が準夜勤が3,200円、深夜勤務が3,700円と非常に高い水準になっております。これにつきましては、昨年の4月に人事院規則の改正がありましたけれども、それ以前から、この手当の金額で支給をしているということを聞いております。市立八幡浜総合病院ですが、準夜勤が2,900円、深夜勤が3,300円ということで、現状の市民病院と同額でありまして、これが据え置きというふうに聞いております。それから市立大洲病院ですけれども、準夜勤が3,100円、深夜勤が3,550円ということで、このたびの改正の金額になっております。これにつきましては、昨年4月にさかのぼって改正をしたというふうに聞いております。南予の近隣の公立病院についての状況がそれになっております。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それではお諮りをいたします。

議案第15号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としましては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第43号「平成31年度西予市病院事業会計予算」を議題といたします。

担当事務長の説明を求めます。

○松末西予市民病院事務長

それでは、議案第43号「平成31年度西予市病院事業会計予算」についてご説明申し上げます。

最初に、西予市公営企業会計予算書42ページをお開きください。

第5条継続費についてご説明申し上げます。西予市立両病院が平成26年度に導入した医療情報システムの保証期間が満了するため更新を行うものです。日々の業務を行いながら、並行しての更新

となるため、2カ年にわたり契約を締結するものです。継続費の総額は、西予市民病院が3億8758万円、野村病院が3億2483万円で、平成31年度から平成32年度に実施し、初年度は、機器の導入費用が主なもので、平成32年度の稼働をもって完了といたしております。

続いて、49ページをお開きください。

こちらに報告セグメントごとの予算額をお示しております。病院事業収益22億8862万2000円、病院事業費用25億7777万1000円と定めております。資本的収入2億5660万8000円、資本的支出3億4847万8000円と定めております。

続いて、93ページをお開きください。事項別明細により詳細をご説明いたします。

まず、1款1項1目入院収益でございますが、整形外科医が常勤していた平成29年度の実績を参考に、年間患者数3万9894人を見込み、11億9682万円といたしております。次に、2目外来収益でございます。こちらも同様に、平成29年度の実績を参考に、年間患者数4万7824人を見込み、5億6432万3000円といたしております。3目その他医業収益として、1節室料差額収益から6節その他医業収益まで1億1224万8000円を計上し、これらを合わせまして、医業収益18億7339万1000円を計上しております。

次に、2項医業外収益でございます。1目受取利息及び配当金4,000円、2目他会計補助金7282万1000円、4目負担金及び交付金9585万4000円、6目長期前受金戻入1億5042万5000円、8目その他医業外収益1697万円、10目事業所内保育・病児保育運営収益7551万3000円を計上しております。これらを合わせまして、医業外収益4億1158万7000円を計上いたしております。昨年度と比較して、他会計補助金が183万7000円増額となっておりますが、これは一般会計からの繰入金であります。基礎年金拠出金等の増額が主な要因でございます。また、負担金及び交付金では74万8000円の増額となっておりますが、これにつきましてもリハビリ医療などの一般会計からの繰入金が増額となったものでございます。

次に、6目長期前受金戻入につきましては、国及び県からの補助金、企業債の償還に伴う一般会計からの負担金を資産の減価償却に合わせ収益として計上するものでございます。市民病院建設に伴う企業債償還の増により、昨年度と比較しまし

て4352万2000円の増となっております。

また、10目事業所内保育・病児保育運営収益につきまして、平成30年度より運用を開始しましたスマイル保育園に係る収益でございます。これら特別利益を含めまして、病院事業収益を22億8862万2000円と定めております。

続いて、96ページの病院事業費用についてご説明申し上げます。

まず、1款1項1目給与費でございます。1節給料から7節法定福利費引当金繰入額までをあわせまして、13億5077万8000円を計上いたしております。なお、前年度比較で7430万円の増となっておりますが、職員数増に伴う給料、手当、福利厚生費等の増によるものでございます。

次に、97ページ、2目材料費でございますが3億6111万1000円を計上いたしております。材料費につきましては、入院、外来収益と関連がございますので、平成29年度の実績を参考に283万3000円増額しております。

続いて、3目の経費でございますが3億3387万1000円を計上しております。主なものとしまして、98ページ、7節の光熱水費、99ページ、15節の賃借料、17節の委託料などがございます。この経費につきましては、平成30年度の決算見込みを参考に207万9000円増額しております。

次に、101ページをお開きください。

4目減価償却費3億5559万4000円を計上しております。主に市民病院建設に伴う資産に係るものでございます。

続いて、5目資産減耗費280万、6目研究研修費824万1000円を計上いたしております。研究研修費につきましては、医師や看護師、医療技術員の学会参加や研修の機会を多く持たせることを目的としております。

以上、合わせまして、医業費用を24億1239万5000円といたしております。

次に、102ページの医業外費用でございます。

1目支払利息及び企業債取扱諸費として3898万9000円、これは、主に市民病院建設の財源として借り入れた起債の利息でございます。2目雑支出3000万円、これは、控除対象外消費税を見込むものでございます。3目長期前払消費税額償却1537万4000円、4目消費税及び地方消費税400万円を計上いたしております。

また、6目では、事業所内保育・病児保育運営

費として、スマイル保育園にかかる経費7551万3000円を計上し、これらを合わせまして、医業外費用を1億6387万6000円といたしております。

これらに、104ページの過年度損益修正損150万円を含めまして、病院事業費を25億7777万1000円と定めております。

次に、105ページをお開きください。

資本的収入についてご説明いたします。1款1項1目出資金460万円、2項1目一般会計負担金9760万8000円、3項1目企業債1億5440万円を計上いたしております。出資金は、奨学資金貸付及び医療器械整備に係る一般会計からの繰入金でございます。また、一般会計負担金につきましても、企業債償還元金に対する繰入金でございます。企業債では、医療器械購入及び情報システム整備のための財源でございます。これらを合わせまして、資本的収入の総額を2億5660万8000円と定めております。

続いて、106ページの資本的支出でございます。

1項2目固定資産購入費1億7406万8000円、2項1目企業債償還金1億7081万円、3項1目長期貸付金360万円を計上いたしております。固定資産購入費では、31年度から32年度の継続費を設定しております情報システムの整備、4月から赴任予定の整形外科医に対する医療機器等の購入を予定しております。また、長期貸付金は、看護師等奨学資金に係るものでございます。これらを合わせまして、資本的支出の総額を3億4847万8000円と定めております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額9187万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

以上、「平成31年度西予市病院事業会計予算」西予市民病院分についてご説明を終わらせていただきます。

○富永野村病院事務長

続きまして、野村病院分についてご説明申し上げます。予算書48ページをお開きください。

こちらに報告セグメントの概要を記載しております。病床数については、一般病床88床、患者数につきましては、入院患者は1日平均76人、年間入院患者数2万7740人、外来患者は1日平均205人、年間外来患者数4万9405人を見込んでおります。

続いて、49ページをお開きください。

予算額は収益的収支におきましては、病院事業収益16億2355万3000円、病院事業費用17億9748万1000円と定めております。資本的収支におきましては、収入2億2692万円、支出2億6935万7000円と定めております。

続いて、109ページをお開きください。収益的収支について、事項別明細書により説明させていただきます。

1款1項1目入院収益は、年間患者数2万7740人、入院単価3万500円を見込み、8億4607万円としております。次に、2目外来収益では、年間患者数4万9405人、外来単価7,300円と移動診療車分、年間患者数780人、外来単価1万365円を見込み、合わせて3億6874万1000円といたしております。3目その他医業収益として、室料差額収益や予防接種等の公衆衛生活動収益や他会計負担金、診療所等診療委託収入など8063万5000円を計上しました。

次に、2項1目受取利息及び配当金から、8目その他医業外収益までを合わせて、3億2221万1000円を計上しております。昨年度と比較して、医療外収益が1899万4000円増額しておりますのは、不採算地区病院負担金の特別交付税単価の増が主な要因となっております。これらに、3項特別利益589万6000円を計上し、あわせて病院事業収益16億2355万3000円と定めております。

続いて、112ページをお開きください。病院事業費用についてご説明いたします。

1款1項1目給与費でございます。これは正職員、臨時職員の給与及び賃金等で、給料から法定福利費引当金繰入額までを合わせまして、11億1976万9000円を計上しております。

続いて、2目材料費でございますが、昨年12月までの実績をもとに、薬品費、診療材料費、給食材料費、医療消耗備品費の2億1688万円を計上いたしました。

続いて、3目経費でございますが、これも昨年12月までの実績をもとに、2億2070万1000円を計上いたしております。主なものは、光熱水費、修繕費、賃借料、委託料などでございます。

続いて、118ページをお開きください。

6目研究研修費につきましては、引き続き、医師や医療スタッフ及び事務職員のスキルアップや医療サービス向上のために、専門資格や知識、技術を習得するため、計画的な研修会参加を行って

いくことといたしております。以上、合わせまして、医業費用を17億4364万1000円といたしております。

次に、医業外費用でございます。1目支払利息及び企業債取扱諸費から、4目消費税及び地方消費税までを合わせて、医業外費用5283万円といたしております。これらに、3項特別損失101万円を計上し、あわせて病院事業費用17億9748万1000円と定めております。

続いて、120ページをお開きください。資本的収入及び支出についてご説明いたします。

1款2項1目一般会計負担金で、企業債償還元金に対する繰入金として7902万円、3目企業債は、超音波診断装置等の医療機器購入や病院情報システム更新のための財源として1億4790万円、合わせて2億2692万円と定めております。

続いて、121ページ、資本的支出でございます。

1項2目固定資産購入費は、医療機器購入として、超音波診断装置や上部消化管汎用ビデオスコープ等10件で6548万6000円、医療用備品購入として、検査試薬冷蔵保管庫や情報システム更新等8件、8314万6000円。また、病院建設時の企業債償還元金1億2072万5000円を含め、資本的支出は2億6935万7000円と定めております。

なお、資本的収入が資本的支出額に対する不足額4243万7000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○山本委員長

松末事務長、富永事務長、両名の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。両名の説明の議案に対して質疑はございませんでしょうか。

○菊池委員

94ページ、8項その他医業外収益のところでお尋ねしたいんですけど、説明のところでは電話使用料、売店賃料、それから職員住宅使用料というのはよくわかるんですが、施設使用料704万4000円、それから、その他医業外収益674万2000円。これはどういうものか中身を教えてくださいませんか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時12分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時14分)

○松末西予市民病院事務長

施設使用料については、職員駐車場とテレビカード使用料でございます。その他医業外収益につきましては、山岡部長の人件費を病院会計から支払いをしておりますけれども、野村病院とつくし苑からの負担金部分でございます。

○菊池委員

施設使用料のテレビカードと駐車場代は具体的に幾ら取っているんでしょうか。

○松末西予市民病院事務長

テレビカードの使用料でございますが、ひと月43万5000円を見込んでおりまして、それを12カ月で522万を見込んでおります。

それから職員駐車場につきましては、1区画ひと月1,000円でございます。152人を見込んでおりまして、182万4000円の積算となっております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○中村敬治委員

今菊池委員が聞かれた、94ページの右側の欄ですけど、売店賃料とかいろいろあるんですけども、一般的に見ますと病院の利用者のための利便性向上のために、売店があったり、あるいは自動販売機があったり、これは非常に結構なことだと思うんですけども、それを設置するに当たってのいろいろな手続上、どのような経過を経て、そういう設置、期限が入札方式でしているのか、あるいは契約期限がどうなってるのか、そして、そういう賃料、自動販売機であればどのような契約の内容になっておるのか、売店であればどうなってるのか、その辺、まず第1点、質問3点ほどあるんですけど、一つずつお願いします。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時18分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時18分)

○松末西予市民病院事務長

売店でございますが、松葉学園のいっとき館というところに委託をしております。この施設につきましては障がい者施設になっております。障

がい者の方に、就労機会の提供ということで、旧宇和病院時代から、ここのいっとき館に委託をしております。そういう関係で、今も引き続き委託をしております。

○中村敬治委員

自動販売機なども皆同じなんですか。

○松末西予市民病院事務長

売店については、いっとき館に委託しております。そのいっとき館に自動販売機についても管理をしております。

○中村敬治委員

先ほどもお尋ねしましたがけれども契約期間が定められておるのか、おらないのか、定めておられるのであれば、いつまでになっておるのか、あわせてお尋ねします。

○松末西予市民病院事務長

契約につきましては1年契約でございますが、特に双方から問題がないということであれば、また継続ということで契約更新ということになっておるところです。

○中村敬治委員

2点目として、同じページの一番上から4行目の医師確保対策というところで1544万6000円が計上されておりますが、医師確保ということになりますと非常に機微に関することも多分にあると思いますが、ここで説明できる範囲で、どういうことを実際にやられているのかなど、公表できないことも多々あると思いますので、その範囲で結構です。

○松末西予市民病院事務長

医師確保対策につきましては、医師が外来をする場合に、医師の事務作業を軽減するということで、医療クラークの職員を雇用しております。その人件費でありまして、医師の負担をできるだけ軽減するということでございます。それから、常勤医師がおりますけれども、常勤医師の負担を軽減するというので、非常勤医師に来ていただいて、外来に入ってきていただいて、その分常勤医師が休めるということがありますので、常勤医師の旅費でございます。

○中村敬治委員

4月から整形外科のお医者さんが2人常勤として来ていただくということで、非常に成果が上がっておるのかなという気がしております。

最後の質問となりますが、121ページに医療器械

購入費ということで、先ほどの説明では、超音波診断装置などを購入するということがございましたが、メーカーも医療機器になりますと限られておられると思うんですけれども、こういう高額な医療機器を購入するにあたって、透明性のある手続というものはどのように現在なっておりますか、お尋ねします。

○松末西予市民病院事務長

30年度の補正予算のときに債務負担行為を承認していただきましたけれども、それにつきましては、整形外科が常勤になるということでの医療機器の購入でございます。約4200万の予算を計上しておりますけれども、それにつきましては6社の指名競争入札を予定しておるところでございます。4月3日に入札をして4月4日契約というようなことで計画をしておるところでございます。

○山本委員長

ほか質疑はございますか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時25分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時25分)

○富永野村病院事務長

透明性というところがあつたかというふうに思っております。これは入札方式でほぼ入れているものでして、監理用地課に委託をしまして、こちらで入札を行って、導入しているという形です。あと、高額で特殊なものにつきましては、プロポーザルを行って導入をするところでございます。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○中村一雅委員

健康づくり推進課でもお尋ねしました巡回診療車について、野村病院が運営母体となっている、902万円なにがしの繰出金というか、野村病院への支払いということがありましたが、その中には人件費も入っているというような説明でございました。お医者様や看護師の給与の中に移動診療車が占めるってということは、それは出張で手当として外枠で払われているのかなあと思ったりしています。そのことが1点と、利用者アンケートとか評価委員会の評価はおおむね好評という評価をいただいているような答弁をいただきましたが、行く側の、先生や看護師は、巡回診療に乗っていくということに対して、今どのような意識を持っているのでしょうか。聞ける範囲で結構な

んですけど。

○富永野村病院事務長

まず人件費の関係でございますが、大体惣川に野村病院から行く場合、約1時間、それから遊子川に行く場合も40分から45分ぐらい。これを往復となると約半日、診療時間が2時間ということもありますので、半日の人件費を給与費のところにあてはめて、行かれた先生、看護師、事務員、運転手そういったそれぞれの人件費に当てはめた段階で、その分をいただくという形にしております。別枠で払っているというわけではありません。給与費の中で、こちらが試算をして出しているところでございます。

それから、大変評価の中で良いという評価をいただいております。医師、看護師につきましては、一生懸命地域医療に貢献できる部分としてとらえているものというふうに考えているところでございます。

○中村一雅委員

導入前に、広島赤十字病院に研修に行かせていただきました。広島県の委託を受けて巡回診療車を無医地区に回しているという。当該の院長先生は、若い研修医を育てるという意味でも積極的に若い医師を巡回診療車に乗せてやっている。病院ですと1人当たり5分ぐらいの診療で済んでしまうようなところを診療車に乗った場合は1人20分ぐらいかけられるので、利用者も非常に評価も非常にいいと。親切丁寧に言うてもらって非常にありがたいみたいなことを聞いておったりします。そういう好事例については、ぜひ西予市でも参考にさせていただいて、ということが1点。

それから、当初内科医のみでの巡回診療で整形外科は入っていないというようなことを聞いておりましたけれども、将来的に整形外科もあつてはいいのではないかなと思ったりしますが、その辺のお考えはないでしょうか。

○富永野村病院事務長

まず、若い研修医を育てる意味というところもありまして、現在、先ほど言われましたように内科医が行っております。その中で、愛大生とか、あと研修医で1カ月間来ていただいている先生もそこに一緒に同行していただいたりして、研修の場として提供しているところでございますが、どうしても移動診療車の大きさが限られているところでございます。その中で、3人ほど学生が来ら

れたときは、人数を制限して、中で一緒に研修をするというようなところを今現在実施しているところです。

それから、将来内科医以外の整形外科医というご質問であったかと思いますが、医師の確保等々が十分に備わっていけば、そこも考えてはいかんといいんところがございますが、現段階ではちょっと難しいところであります。ちなみに2月までの実績ですけれども、大体1回当たりの平均の患者数が6.7人来られております。これで大体1人の平均診察料が1万710円とまずまずの予算に大体適合した形ではなかろうかというふうに思っております。

○山本委員長

ほか質疑はございますか。

○井関副委員長

医療情報システム整備事業についてお伺いしたいんですが、これは前から言っておりますが、カルテの共有ということを進める事業というふうに考えてよろしいんですか。

○富永野村病院事務長

医療情報システムの更新について、情報共有を考えておりますが、今回のこの現予算においては、病院の情報システムの更新をまず行って、平成32年度に情報共有のソフトと言いますか、システムを導入し、両病院で共有ができるように計画をしているところがございます。

○井関副委員長

継続費で組まれている32年度が終われば、共有ができるというふうに考えてよろしいということですね。

○富永野村病院事務長

稼働が32年5月と9月を現在予定しているところがございます。多少スケジュールが1カ月、2カ月ずれることはございますが、この導入が完了した時点で共有ができるように今準備を進めているところがございます。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

質疑も出尽くしたようですので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第43号「平成31年度西予市病院事業会計予

算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としましては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時34分)

【つくし苑】

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時37分)

次に、議案第16号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

担当事務長の説明を求めます。

○兵頭つくし苑事務長

それでは、議案第16号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

看護職及び介護職は、24時間365日、利用者様の生命と安全を守る社会的意義が大きく、やりがいのある職業であり、夜間勤務は、介護事業を運営する中で、最も重要であり必要不可欠な業務であります。つくし苑での看護師及び介護士の勤務体制は、8時30分から17時15分までの日勤、16時30分から翌日の1時15分までの準夜勤務、0時45分から9時30分までの深夜勤務の3交代制勤務となっております。準夜、深夜勤務では、それぞれ看護師1名、介護士3名の人員配置となっております。これらの夜間勤務については、限られた人員の中で、苑内の利用者様に異変がないか等、利用者様の急変など、緊急事態にも対応する気の抜けない業務となっております。

今回の改正は、看護師または准看護師及び、介護士が、深夜において、看護や介護等の業務に従事したときに支給する夜間看護等手当を人事院規則に準じ見直し、4月1日から実施するものであります。全国的に、看護師、介護士の不足が深刻化する中、処遇改善等を行い、介護士、看護師確保に努めたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山本委員長

兵頭事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村敬治委員

ただいまの説明を聞きますと、どうも準夜勤と深夜勤務の時間帯の切りかえのところが病院と老人保健施設では違っておるんじゃないかなと。違っておる理由というのがわかればと思うんですよ。先ほどの切りかえの時間が午前0時45分と、病院のときは午前1時半と言われたような気がしたんですけど、その辺、私の聞き違いかもしれませんけれど、若干ずれておるようですけど、それはどういう理由からかなと思ひましてお尋ねします。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時42分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時43分)

○兵頭つくし苑事務長

病院とつくし苑では看護業務と、つくし苑では介護業務もありますので、入浴等とか、そこら辺の準備が、若干業務が違っておりますので、病院とは時間が若干ずれているのが現状でございます。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結といたします。

それではお諮りをいたします。

議案第16号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

全員挙手によりまして、当委員会としましては原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第44号「平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」を議題といたします。事務長の説明を求めます。

○兵頭つくし苑事務長

それでは、議案第44号「平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について、ご説

明を申し上げます。

介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、高齢者の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練のほか、必要な医療等を提供することにより、日常生活の自立と家庭復帰を支援し、地域に親しまれ、信頼される施設を目指して、引き続き、サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書123ページをお開きください。

まず、第2条の業務の予定量についてご説明いたします。入所定員は100人、1日当たりの通所者定員は35人、年間の療養者数は、入所、通所を合わせて3万7203人を見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入では、施設事業収益の総額を5億1157万1000円と定め、これに対しまして、施設事業費用の総額を5億5794万8000円と定めております。詳細につきましては、後ほど事項別明細書でご説明いたします。

124ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を4707万3000円、支出を4767万2000円計上しております。

次に、第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第6条では、支出予定の各項の経費の金額の流用、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費3億9052万円及び、交際費5万円を定めております。

また、第8条では、他会計からの補助金として、児童手当補助等、合計で7736万4000円を定め、次のページ、第9条では、たな卸資産購入限度額を5000万円と定めるものでございます。

それでは、収益的及び資本的収入と支出の詳細について、事項別明細書でご説明申し上げます。152ページをお開きください。

1項1目施設介護給付費収益は、施設入所に係る収益で3億4850万1000円を計上しております。前年度と比較して、556万1000円の増となっておりますが、これは、入所収益の単価を500円程度高く見込んだことが要因となっております。2目居宅介護給付費収益は、短期入所及び通所に係る収益で1億193万円を計上しております。前年度と比較して、2242万2000円の減となっております。短

期利用者数を1,095人多く見込んだことと、単価を1,000円程度高く見込んだことで、短期入所収益は増額となっておりますが、通所収益の単価を介護報酬の減額に伴い減額して見込んだことで、トータルでは減額となっております。3目その他施設運営事業収益393万8000円を計上しております。これらを合わしまして、施設運営事業収益で4億5436万9000円を計上しております。

続きまして、2項施設運営事業外収益は4127万4000円を計上しております。前年度と比較して、3306万4000円の減額となっております。主なものは、2目他会計補助金3029万1000円と、次ページ、6目長期前受金戻入957万8000円でございます。前年度と比較して、3612万4000円の減額となっておりますが、これは、既存建物に係る企業債元金分の長期前受金を前年度は全額を計上しておりましたが、会計処理上の科目を変更したことで減額となっております。これに伴いまして、次の3項特別利益で1592万8000円を計上しております。

続きまして、収益的支出についてご説明申し上げます。予算書の154ページをお開きください。

1款1項1目給与費は3億9382万円を計上しております。2目材料費は4642万円を計上し、前年度と比較して159万円の減となっております。減額の主な理由は、業務を見直したことで、療養材料費等が減額になったことが主な要因でございます。3目経費は5551万円を計上し、前年度と比較して33万1000円の減となっております。

158ページをお開きください。

5目減価償却費は5111万円を計上し、7目研修費は、前年度と同額の50万円を計上しております。これらを合わしまして、5億4736万円を計上しております。

次に、159ページをお開きください。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は1057万8000円を計上しております。既存建物に係る企業債利息が減額になったことなどから、前年度と比較して134万3000円の減となっております。5項特別損失は、本年度支出額の計上はありません。これは126ページの予算に関する注記の1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3) 引当金の計上方法のア. 退職給付引当金のところに明記しておりますとおり、企業会計基準変更時に退職手当要支給額との差異として、平成26年度から5カ

年間に渡って、均等額を特別損失として計上してまいりましたが、これらが平成30年度に完了したことによるものでございます。

次に、160ページをお開きください。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

まず、1款2項1目他会計補助金ですが4707万3000円を計上しております。内訳は、企業債元金償還に関する補助4137万3000円と建設改良費補助570万円となっております。前年度と比較して928万7000円の増となっております。

次に、161ページをお開きください。

1款1項2目固定資産購入費は629万9000円を計上しております。備品購入費の主なものは、介護ケア記録や介護報酬の算定時に使用しております、介護システムの更新に伴うものでございます。2項1目企業債償還金4137万3000円で、前年度と比較して358万7000円の増額となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額59万9000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

その他、今回説明を割愛させていただきました損益計算書貸借対照表等につきましては、後ほどお目とおしいただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいませうようお願い申し上げます。

○山本委員長

兵頭事務長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

○井関副委員長

入所者の推定というか、入所1日77人と短期入所6人ということで83人になると思うんですが、昨年の災害以来の平均が81.6人やったかな、補正のときにそういうふうにならなかつた記憶してはいるんですが、83人の確保というのができていく目安はありますか。

○兵頭つくし苑事務長

この83人の目安につきましては、入所が77人、短期入所6人見込んでおります。合計で83人になるかと思えますけれども、短期入所は、結構要望が多くて、6人は確保できると思っております。それから一般入所77人につきましても、現在の入所者の推移から考えますと77人確保できると思っておりますし、入所の需要等もございませうので、職員一丸となって苑の運営に取り組んでいき

たいと考えております。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中村敬治委員

160ページに補助金として、企業債元金償還補助として4137万3000円と。これは、市から繰り入れがこういう償還にかかるものの補助として、市から繰り入れられると思うんですが、要するにつくし苑自体で、この企業債の残高といますか、そういうのは今時点ではわかるのでしょうか。企業債についてはどこが引き受けてくれておるのかなど。利率は幾らなんかなど。このつくし苑が借り取るものについてお尋ねします。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後0時00分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後0時04分)

○兵頭つくし苑事務長

ただいまの中村敬治委員の資金借入れの件についてご説明申し上げます。つくし苑は、設立当初の借入れもしておりますし、平成27年度からの増築事業に関しても借入れをしております。その内訳といたしましては、過疎事業債、それから介護サービス事業債等を借入れておりました、利子の率につきましては、0.02%から2.7%となっております。

なお、31年度末の残高につきましては8億1700万円となっております。借入先につきましては、財政融資資金とか東宇和農業協同組合等がございます。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

それでは質疑もないようですので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第44号「平成31年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としましては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後0時06分)

【陳情】

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後1時03分)

午後の分ですけれども、陳情についてであります。

陳情第1号「後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書」というのが届いておりますので、それを議題としたいと思います。

陳情の内容につきましては、事前に配信しておりますので朗読はいたしませんけれども、読んでいただいているものとしてご意見を伺いたいと思います。

ご意見ございます方出していただきたらと思えますがいかがでしょうか。

○菊池委員

私は、この意見書提出の陳情書読みまして、全くそのとおりやなと思って、私は賛同したいなというふうに考えております。今、全国的には予算がどこにあるんだというようなことが問題になっておりますけど、西予市としては、やっぱり自分の近所とかいろいろ考えた場合、本当に高齢者の人が、負担が増えるんで病院に行かないなんかいう話は、これはとんでもないことやと思うんです。そういう意味では西予市としては、この意見に賛同して、意見書出したらいいというふうに考えます。

○山本委員長

今の菊池委員のご意見がありました、ほかにご意見ございませんでしょうか。

○源委員

私は基本的に反対の立場で意見を申し上げますが、中段にありますとおり、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点からとあります。これは基本的に今1割になっていますけど、本来は2割、これも特例によって、平成20年度からずっと1割に引き下げているというのが現状です。ちなみに、全国的な割合になると、非課税世帯というのが75歳以上なんで、非常に数が多く占めるんですけれども、納めていらっしゃる保険料自体が非常に安いというのがございます。これは別に2割にいつ上がるかというのは実を言うと決まっておらず、来年ぐらいから徐々に、骨太の方針2018で示されてはいるんですけれども、実際の制度改正含

めて、これからの話になるかと思えます。

やっぱり、どうしても増え続ける社会保障費をいかに抑制するかという観点で考えると、応分の負担は私は必要だと思いますし、病院とかの窓口でよく100円とか聞くんで、もうちょっとどうかなというのは非常に思うところは昔から思っていましたので、私この社会保障のあり方というのは、この後期高齢者の窓口負担だけでなく、全ての世代間公平を考える必要があると思いますので、趣旨については非常にわかりますので、ただ意見書案がつけられていない、通常でしたら意見書案がついてきた上で、この意見書を国に対してという話だったらわかるんですけども、案自体はこちらの委員会がもし採択となった場合つくる必要が出てまいりますので、そういったことを鑑みて採決する必要があるかなというふうに考えております。

○山本委員長

ほかにご意見ございますか。

○中村敬治委員

先ほど休み時間に聞いたんですけど、愛媛県保険医協会ということで、団体名で要請が来とるわけですけども、聞くところによると全国的な展開で動いておるかどうかというのもちょっとわからないという状況で、こういう要請が来とるのは、この近隣では大洲市だけというようにも聞きました。大洲市とこの西予市と。そういう状況の全体的な中身は確かに予算さえあればこういうふうに、皆さん喜んでいただける、特に西予市なんか高齢者人口が多いわけですので、そうあるべきだとは思いますが、ここで西予市が、周辺の市や町でもそういう要請がない中で、みずから作文をして積極的に、これに賛同して、陳情書を国へ出す時期ではないと、まだね。いずれこういうような議論すべき時期がまた来ると思うんですよ。やはり、私らが70になったときには、本当は1割だったものが2割になっとったわけですけどちょっと前に。そういうように、制度設計というのは常に多方面から検討して決まるわけですので、そのために国会議員も代議制民主主義の中で、それぞれみな出ておられますので、国において十分議論をしていただけたらと思うわけですので、そこでまず議論を見ながら、各地方自治体も出すべきタイミングを計って、その必要性があれば出す時期が来るのではなからうかと思えますの

で、今はこういうことについて私は趣旨は非常にわかりますので、趣旨採択ぐらいでとどめとったほうが穏便かなと思っております。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時10分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後1時42分)

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

ほかにご意見がございませんようですので、採決に移りたいと思います。

陳情第1号「後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める陳情書」について、これを採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手少数であります。

ここで先ほど、中村敬治委員より、趣旨採択という意見が出ておりましたので、この趣旨採択ということについてお諮りをいたします。

陳情書第1号の内容について趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手多数であります。

挙手多数によりまして、当委員会といたしましては、陳情第1号につきましては趣旨採択と決することにしました。

それでは以上をもちまして、厚生常任委員会に付託されました議案、陳情についての審査は全て終了いたしました。これにて散会いたします。

散会 午後1時44分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長